

質疑回答書(第1回)

令和8年3月16日(月)【確定】

業務名:新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領実施要領 5.参加資格(2)その他要件	同種や類似の業務実績について、JVとして受託した業務も実績として認められるか？認められる際、代表構成員や出資比率の最も高い構成員でなければ認めないなどの詳細な要件は決まっているか？	JVとして受注した実績業務も実績として認められます。代表構成員や出資比率等の詳細な条件はありません。
2	実施要領5.参加資格(2)その他要件①	設計JVで受注した実績を含めてよろしいでしょうか。	
3	実施要領5.参加資格(2)その他要件①	基本設計を受注・完了後に実施設計を受注・完了した同一の建築物について、基本設計・実施設計一括受注としてよろしいでしょうか。	左記の例は、基本設計・実施設計業務を一括で受注し完了した実績には含みません。
4	実施要領5.参加資格(2)その他要件①	幼保連携型認定こども園は、学校教育法第1条に規定する学校と認識してもよろしいでしょうか。	幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴を併せ持った施設ですが、学校教育法第1条に規定する学校ではありません。
5	特記仕様書5管理技術者等の資格要件(2)主任技術者の配置	建築(構造)および建築(積算)について配置するようありますが、様式4に「主任技術者(建築、電気設備、機械設備)」とあり、構造および積算の主任技術者について実施体制(様式4)・技術者の経歴(様式5)は記載不要と認識してよろしいでしょうか。	建築設計の主任技術者は、建築(意匠)、建築(構造)、建築(積算)、電気設備、機械設備とし、主任技術者の兼務は不可とします。 様式4(建築設計)における主任技術者の行を追加(3行を5行)するなど、所要の訂正を行いましたので、合わせてご確認ください。 建築(構造)及び建築(積算)についても様式4、様式5及び様式6への記載を要することとします。
6	様式4業務実施体制(建築設計)	建築主任技術者を複数名配置してよろしいでしょうか。	建築設計における各主任技術者の配置は1名までとします。
7	5 参考資料 代表的な地質・土質調査柱状図について	参考資料「代表的な地質・土質調査柱状図」の配置図にボーリングの番号がないため、柱状図の場所が特定できません。ボーリングの番号をお示ください。	「追加参考図面」にお示しましたので、ご確認ください。
8	特記仕様書 建築設計編 I-1-(4)-ア-①	地盤調査業務一式とは、参考資料に示されているボーリング位置以外の箇所でも基礎種別等を検討する際に別途、ボーリング調査を行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	様式5 土木設計管理技術者について	土木設計の管理技術者について、土質及び基礎に関する資格が必要とされていますが、弊社では、土質及び基礎の有資格者は主に調査業務をおこなっています。 特記仕様書の土木設計の業務範囲より、造成設計や重要調整池の設計が重要になってくると思われることから、管理技術者の資格要件に、RCCM(都市計画及び地方計画)を追加頂けないでしょうか。また、管理技術者の資格要件が土質及び基礎に限定された場合は、資格要件を満たせば設計業務の実績がなくとも失格となることはないと考えてよろしいでしょうか。	「特記仕様書 土木編の訂正について」にて、訂正を行いました。 また、管理技術者の実績は実施要領p8の評価内容として、「土木設計において、本業務の遂行に必要な業務実績を有する管理技術者の配置(経歴年数、実績と本業務との関連性を考慮して配点する)」こととしており、資格要件に関する実績がない場合でも、失格とはなりません。業務担当予定技術者の実績・能力の評価における配点が低くなることをご承知おきください。
10	土木設計 管理技術者、照査技術者の資格要件について	管理技術者、照査技術者と土質や地質に関する資格が必要とされていますが、特記仕様書の土木設計編の設計業務の範囲より、造成設計、重要調整池設計、緑道設計、用排水路設計、開発協議等、都市計画に係る設計業務が多数見受けられます。そのため、土質や地質に関する資格の他に、都市計画に関する資格を追加頂けないでしょうか。(例えば、管理技術者は都市計画の資格、照査技術者は土質や地質の資格等)	「特記仕様書 土木編の訂正について」にて、訂正を行いました。 なお、これに伴い、様式5(土木設計)の文言の一部を訂正しましたのであわせてご確認ください。

質疑回答書(第1回)

令和8年3月16日(月)【確定】

業務名:新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託

番号	質問項目	質問内容	回答
11	様式5 土木設計管理技術者について	土木設計の管理技術者について、土質及び基礎に関する資格が必要とされていますが、弊社では、土質及び基礎の有資格者は主に調査業務をおこなっています。特記仕様書の土木設計の業務範囲より、造成設計や重要調整池の設計が重要になってくると思われることから、管理技術者の資格要件に、RCCM(都市計画及び地方計画)を追加頂けないでしょうか。また、管理技術者等の資格要件を満たせば設計業務の実績がなくとも失格となることはないと考えてよろしいでしょうか。	質問10の回答に同じ。
12	実施要領P8 8.参加申込みの手続き	土木設計の管理技術者等は協力者が従事してよろしいでしょうか。	土木設計の管理技術者等は、協力者が従事していただいて構いません。
13	実施要領P8 8.参加申込みの手続き	共同企業体による参加の場合、協定書等の押印は技術提案書の提出時でよろしいでしょうか。	共同企業体として参加表明する場合は、共同企業体参加資格審査申請書および関連書類の必要箇所に押印した状態で参加表明書提出期限の3月24日17時までにご提出ください。(技術提案書の提出時の押印は認められません。)
14	(様式5) 予定技術者の経歴等	⑦経歴等の欄については経験年数及び主要な設計実績を記載すればよろしいでしょうか。	学歴や職歴、所属などについて記載してください。特に、必須として記載する事項を定めているわけではございませんので、一般的に記載すべきと考えられる範囲での記載をお願いします。
15	実施要領 5.参加資格 (2)その他要件	同種、類似業務の実績において、国公立、私立の違いや小学校、中学校、高等学校、大学または特別支援学校の違いで審査基準の配点に差が生じないと理解してよろしいでしょうか。	実施要領p3(2)その他要件に記載の通り、官民の別(国公立、私立の違い)は問わないこととしています。一方、実施要領p4(2)留意事項に記載順序、p7(1)技術手案書の提出者を選定するための基準に優先順位を考慮し配点する旨記載しており、記載した学校種の区分による違いで審査基準の配点に差が生じます。なお、配点、詳細等については公表しておりませんので、ご了承ください。
16	実施要領 5.参加資格 (2)その他要件 同種業務 ①	“「同種とは」・・・基本設計・実施設計業務を一括で受注した・・・”とあります。また、3/5付回答で、“基本設計を受注・完了後に実施設計を受注・完了したものは含まない”とありますが、基本設計後、随意契約で実施設計を契約した実績は同種に該当すると理解してよろしいでしょうか。不可の場合、同種に該当する具体的な契約方法をご教示ください。	基本設計後、随意契約で実施設計を契約した実績は同種に該当しません。基本設計・実施設計業務を一括で受注(契約)し完了し、延床面積6,000㎡以上で、かつ、新築等(新築、改築、増築)の実績が、同種となります。例えば、改修と増築を同時に実施した場合は、延べ床面積を計算する場合は、当該増築を行った部分のみの面積(改修面積は含まない)が対象面積となることにご留意ください。) なお、具体的な契約方法の例として、「●●学校基本設計・実施設計業務委託」といった名称で、複数年契約している場合が多いのではないかと考えます。
17	実施要領 8.参加申込の手続き (2)留意事項 ⑤	様式5(建築)においては管理技術者と建築の主任技術者のみの記載で、電気設備及び機械設備主任技術者は記載不要と理解してよろしいでしょうか。	様式5(建築設計)は、予定(管理・主任)技術者ごとに記入することとなっています。主任技術者については、建築(意匠)(構造)(積算)、電気設備、機械設備の各技術者ごとに記載してください。 ※様式5のタイトルとして(建築設計)と記載があるため主任技術者のうち、建築の主任技術者のみの記載でよいか疑問を持たれたと考えます。ここでいう様式のタイトル(建築設計)は(土木設計)と区別するためのタイトル表記ですので、ご了承ください。
18	実施要領 14.その他留意事項 (6)	参加資格審査で選定通知をいただいた後に、技術提案書の提出を辞退した場合でも、何らかのペナルティを受けることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ペナルティを受けることは一切ありません。仮に、参加資格審査で選定通知を受け取った後に辞退される場合は、実施要領p10(6)に記載の通り、速やかに書面(任意様式)により、その旨を届け出てください。

質疑回答書(第1回)

令和8年3月16日(月)【確定】

業務名:新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託

番号	質問項目	質問内容	回答
19	特記仕様書 建築設計編 Ⅱ業務仕様 5.管理技術者の 資格要件 (1)管理技術者	ウ その他 ■ではなく□になっていますので、管理技術者は建築(意匠)分野の主任担当技術者を兼務することができないと理解してよろしいでしょうか。念のためお伺いします。	お見込みのとおりです。
20	特記仕様書 土木設計編 Ⅱ業務仕様書 5.管理技術者の 資格要件	管理技術者及び照査技術者の資格要件にそれぞれ7種類の資格が列記されていますが、それぞれ、7種類のうちひとつの資格を有すれば資格要件を満足すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、複数の資格を有する場合は、そのうちのいずれか1つを記載するのではなく、すべての資格を記載してください。
21	特記仕様書 土木設計編 Ⅱ業務仕様書 5.管理技術者の 資格要件	管理技術者及び照査技術者の資格要件のうち技術士(建設部門)は「土質及び基礎」と指定されています。造成設計や調整池設計の業務においては「都市及び地方計画」の資格で履行する事例が多く「都市及び地方計画」も認めていただくことは可能でしょうか。	質問10の回答に同じ。
22	実施要領 P2 5.参加資格	同種業務において、学校の校舎のみの基本、実施設計業務で6,000㎡以上のもは含まれると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。(校舎・屋体等の延面積を合計して6,000㎡以上という趣旨であり、基本・実施設計を一括受注し、校舎単体で6,000㎡を超えるものは、同種業務となります。)
23	実施要領 P2 5.参加資格	類似業務において、同一建物で業務の契約が、基本設計と実施設計で分かれている場合は、基本設計と実施設計それぞれの実績とし、2つの実績として考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。(基本設計と実施設計のそれぞれの実績として類似業務に記載可能です。)
24	実施要領 P2 5.参加資格	類似業務において、学校の改修設計は含まれると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。(基本的に6000㎡未満の新築等や、基本設計と実施設計を別に受注した新築、改築の実績などを想定していますが、学校の基本設計又は実施設計で同種以外の実績は類似に含まれることとしていますので、優先順位に従い記載ください。)
25	実施要領 P2 5.参加資格	類似業務において、学校の耐震改修設計は含まれると考えてよいでしょうか。	回答24に同じ
26	実施要領 P2 5.参加資格	類似業務において、大学の射撃場の基本設計、実施設計は含まれると考えてよいでしょうか。	回答24に同じ
27	実施要領 P2 5.参加資格	類似業務において、学校の屋外運動場の基本設計、実施設計は含まれると考えてよいでしょうか。	回答24に同じ
28	実施要領 P5 8.参加申込の手続き	様式5に記載した業務実績について、PUBDISとTECRISのどちらかにのみ登録をしている場合、添付する書類は登録しているどちらかのみの写しで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。 (どちらかのみの写しで結構です。)
29	実施要領P.5 8.参加申込の手続き (2)留意事項④	実績に記載した業務を担当したことを証するために添付する書類は、業務の受託者(前職での実績の場合は前職)が発行する従事証明書(当該業務における役割を記載し、押印したもの)、当該実績が掲載され、担当者名が記載されている雑誌の写しなど、第三者により担当したことが証される書類であれば良いでしょうか。	契約書又はPUBDIS、TECRISに登録されていない実績を記載した場合は、受注者ではなく、発注者の押印があるものを添付してください。これら、の証明がない場合は、雑誌の写しなど、第三者により担当したことが客観的に証される書類を添付してください。

質疑回答書(第1回)

令和8年3月16日(月)【確定】

業務名:新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託

番号	質問項目	質問内容	回答
30	共同企業体協定書	第8条(構成員の出資の割合等)出資を伴わない共同企業体の場合、「出資割合」を「業務分担価額」と読み替えて宜しいでしょうか。また、参加申請書提出時点において業務分担価額が未確定の場合は、参加申請時点で想定される業務分担価額を記載し、契約時等のタイミングで修正をさせていただきますでしょうか。	共同企業体の構成員が業務実施に関して、連帯責任を負うことに鑑み、出資を行わない者を構成員とすることは認められません。
31	実施要領 P1 2.予算	令和9年度以降に設計業務委託等技術者単価が上昇した場合、単価上昇分を変更契約の対象としていただけますでしょうか。	本業務ではスライド制度(業務スライド)を適用していません。令和9年度以降に生じる設計業務委託等技術者単価の上昇は、変更契約の対象としません。
32	様式5・様式6 (建築設計)	建築設計に関する様式5および様式6は4名分(管理技術者・主任技術者(建築)・主任技術者(電気設備)・主任技術者(機械設備))が必要という理解で宜しいでしょうか。	建築設計における様式5及び様式6は、管理技術者1名、主任技術者5名(建築意匠、建築構造、建築積算、電気設備、機械設備)の計6名分を提出してください。
33	実施要領 P5 8.参加申込の手続き	雇用関係を証明する書類として、自社が発行する在勤証明書でも宜しいでしょうか。その場合、在勤証明書の証明者ならびに押印は人事部長であっても在勤証明書としてお認めいただけますでしょうか。	押印は、代表者名でお願いします。(会社名でも可としますが、人事部長名での証明押印は認められません。)
34	特記仕様書 土木設計編 P2 (2)造成設計	「宅地擁壁設計等の構造物設計」とありますが、現時点で擁壁とする場所が想定されているのであれば、擁壁設置想定区間としてご教示ください。	中学校用地境界周辺すべてとお考えください。
35	特記仕様書 土木設計編 P2 (2)重要調整池設計	「下流水路調査」とありますが、現時点で想定されている調査区間があればご教示ください。	「追加参考図面」にお示しましたので、ご確認ください。
36	特記仕様書 土木設計編 P3 (8)工事明細書の作成	「工事明細書」を作成するに当たり準拠する基準をご教示ください。また、市独自の積算システムに基づき作成するものになりますでしょうか。	国土交通省土木工事標準積算資料及び兵庫県土木工事積算単価表並びに建設物価、積算資料、見積等によりエクセルで作成してください。
37	特記仕様書 土木設計編 P3 (10)費目ごとの照査	この項目で照査する対象をご教示ください。	土木設計業務すべての照査とお考えください。
38	特記仕様書 土木設計編 P3 (11)その他建設事業に必要な図書作成等支援業務	開発許可申請手数料は受注者側で負担しないということでしょうか。	お見込みの通りです。(開発許可申請手数料は、発注者(市)において、別途負担します。)
39	特記仕様書 土木設計編 P3 (11)その他建設事業に必要な図書作成等支援業務	兵庫県及び三田市の条例関係で、兵庫県総合治水条例以外で、開発許可申請を行うに当たって必要な申請手続きはありますでしょうか。	特にございません。

質疑回答書(第1回)

令和8年3月16日(月)【確定】

業務名:新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託

番号	質問項目	質問内容	回答
40	特記仕様書 土木設計編 P3 (11)その他建設 事業に必要な図 書作成等支援業 務	農地転用、農用地除外に関する申請支援は本業務に含まれていないということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(農地転用、農用地除外に関する申請支援は本業務に含まれていません。)
41	様式1	共同企業体での参加の場合、様式1の住所は共同企業体の住所、会社名は共同企業体名、代表者名は共同企業体の代表者名を記載する理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	様式3	共同企業体での参加の場合、様式3(法人業務実績)は構成員ごとに作成する書類となりますでしょうか。	構成員の業務実績を記載いただいて差し支えありません。(構成員ごとに作成する書類ではありません。)
43	様式4	共同企業体での参加の場合、様式4(業務実施体制-建築設計/土木設計)は構成員ごとではなく、共同企業体としての実施体制を記載する理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	共同企業体協定書	第1条(目的) 第1条に記載されている業務名は「新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務」となっていますが、実施要領をはじめ他書類には「新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託」となっています。どちらの業務名が正となりますでしょうか。	新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託を正式名称としています。
45	8.参加申込の手続き (2)留意事項 ③予定(管理・主任)技術者の経歴 (建築設計)	(建築設計)管理技術者と主任技術者は、兼任でもよろしいか？	(建築設計)管理技術者と主任技術者を兼任することはできません。
46	8.参加申込の手続き (2)留意事項 ③予定(管理・主任)技術者の経歴 (建築設計)	設計共同体の場合、(建築設計)管理技術者、主任技術者は、設計共同体の代表者以外からの選任でもよろしいか？	共同企業体の代表者が必ずしも管理技術者、主任技術者となる必要はありません。
47	5.参加資格 (2)その他要件①	実績業務は、設計共同体の場合、代表者の会社の実績のみ記載なのか、それとも設計共同体の構成員の実績も記載してよろしいか？	共同企業体の構成員の実績も記載していただいて差し支えありません。